

年末年始 ごみ・し尿収集日程



清掃だより
103

平成21年12月15日
福生市
生活環境部
環境課ごみ対策係

ご意見・問合せ
551-1511
(内線2534~5)

| 収集種類 | 年 末 | 年 始 | 申 込 み |
|------|----------------------------|-------------------------------|--|
| 戸別収集 | 12月30日(水)まで | 1月4日(月)から (拠点回収は 一部を除く) | 環境課ごみ対策係 TEL.551-1511(代表) リサイクルセンター TEL.552-1621または TEL.551-9150 |
| 拠点回収 | 12月28日(月)まで (一部を除く) | | |
| し 尿 | 12月28日(月)まで 受付は24日(木)まで | | |
| 粗大ごみ | 12月28日(月)まで 受付は22日(火)まで | | |

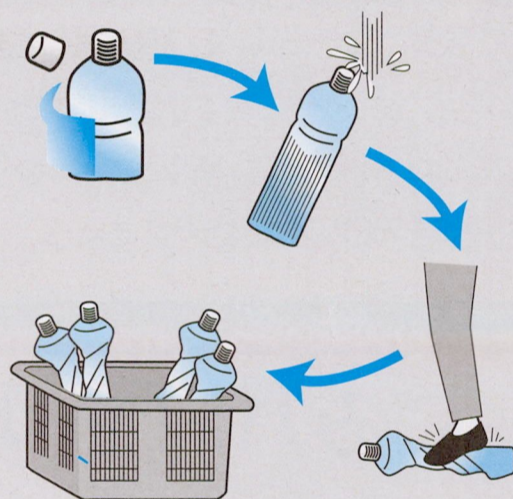
※年始の収集初日は、ごみの量が大変多く、一日では収集できない場合がありますので、何日かに分けて出すようにご協力ください。

《お願い》ペットボトルのラベルとキャップを外してください。

資源の質を高めるために、ペットボトルのラベルとキャップを外して出してください。なお、はがしたラベルで♻の表示があるものは「容器包装プラスチック」、その他は「可燃ごみ」で出してください。

また、キャップは「プラスチックボトル」または「容器包装プラスチック」で出してください。

資源を有効に再利用するために、適正な分別をして出してください。皆様のご協力をお願いします。



カセットボンベ・スプレー缶類は 中身を全て使い切って、 カン・金属の日 に出してください!

中身の残ったカセットボンベやスプレー缶・使い捨てライターによる発火事故が、毎年数件発生しています。

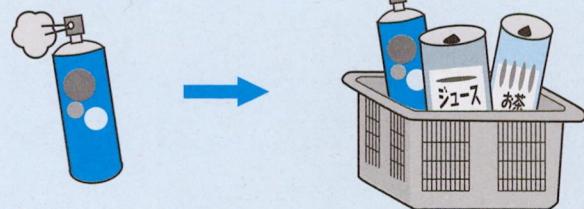
この季節、ご家庭の食卓には鍋料理でカセットボンベを使われる機会が多くなりますが、カセットボンベは必ず中身を使い切ってください、**カン・金属の日**にカゴ又は容器に直接入れて出してください。

なお、使い捨てライターはなるべく使いきってください、**透明または半透明の袋に入れて**、カン・金属の日に出してください。

収集運搬する者や処理施設内で働く者が安全に作業するために、一人ひとりのごみ・資源の分別の徹底が不可欠です。



- ① ●スプレー缶は 中身を全て使い切り 出してください
- ② ●袋に入れず容器に 直接入れる



※火災などが発生しますと、市内から出されるごみの処理が一切出来なくなることがありますので、ご注意ください。

◎粗大ごみ・年内の申込みはお早めに!◎

《粗大ごみはリサイクルセンターへ電話してください》

市では粗大ごみを随時回収していますが、これから年末に向かい、大掃除などによって出た粗大ごみの回収申込みが集中します。ご希望の日に回収できない場合も生じますので、ご了承ください。

また、受付の内容変更等の電話が大変多くなっています。電話が掛かりにくくなりますので、回収物をよく取りまとめ、たうえでお申込みください。電話番号は、お間違えのないようお願いいたします。

申込受付 12月22日(火)まで

年内回収 12月28日(月)まで

TEL.552-1621または551-9150

《資源抜き取り業者にご注意ください》

新聞やカンなどの資源を福生市の名前が入っていない収集車が回収しているのを見たことがありますか。市の大切な収入源である資源を市民の皆さんに無断で転売目的に回収してしまう業者がいます。市でも早朝パトロールなどを実施して警戒、注意をしていますが、撲滅するには市民の皆さんの協力が必要です。抜き取り業者を見たときには市へご連絡ください。また、新聞やカンを出すときには「福生市回収」と明示していただきますよう、お願いします。



ごみパトロールを実施しました

11月22日に小雨の中、福生市廃棄物減量等推進員によるごみパトロールを実施しました。今回は福生～牛浜間の線路沿いと熊川駅周辺の2班に分けて、不法投棄の状況を確認しながら80キログラムのごみを回収しました。



《レジ袋削減キャンペーンを 実施します》

5つの元気事業として立ち上げた福生レジ袋削減推進協議会からの提言を受けて、レジ袋削減、マイバッグの普及のためのキャンペーンを平成22年1月15日(金)～2月28日(日)まで実施します。

《ごみの不法投棄は犯罪です》

道路や空き地等にごみを捨てる不法投棄が後を絶ちません。不法投棄は美観を損なうだけでなく、悪臭などで日常生活にも悪影響を及ぼす恐れがあります。不法投棄は周辺住民に多大な迷惑をかけるので絶対にしないでください。「不法投棄をさせない・許さない」意識を持ちましょう。不法投棄は廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されており、5年以下の懲役又は1000万円以下(法人は1億円以下)の罰金に処せられます。

